

令和 7 年度

墨田区教育委員会会計年度任用職員採用選考案内

令和 7 年 1 0 月 7 日
墨田区教育委員会

この採用選考は、墨田区教育委員会の会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

1 募集概要等

職 種	就学相談員（心理）
職 務 内 容	(1) 小・中学校の特別支援学級等への就学に関する相談業務及びその事務 (2) 心理検査や心理検査に係る助言 (3) 保護者面談 (4) 学校面談への同席 (5) 体験入学等への同席 等
資 格 ・ 経 験	次のいずれも満たす方 (1) 公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者 (2) ワード・エクセルを利用した文書及び表計算等の業務ができる者
採用予定時期	令和 7 年 1 1 月 1 7 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※勤務成績が良好な場合、再度の任用を行う場合があります。
採用予定人員	1 名
勤 務 予 定 先	墨田区教育センター（すみだ保健子育て総合センター 3 階）

2 受験資格

(1) 国籍、年齢は問わない
(2) 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方に該当しない方

（注）受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

3 選考方法・提出書類等

選考方法	書類及び面接選考 面接は書類選考合格者のみ実施
------	----------------------------

提出書類	(1) 採用選考受験申込書 別添の書類に必要事項を記入し、写真を添付したもの (2) 公認心理師資格保有者 登録証又は登録者カード（写し） 臨床心理士資格保有者 資格登録証明書（写し）
結 果 通 知	合格者のみに連絡します。

4 申込手続等

オンライン、郵送、直接持参のいずれかによりお申し込みください。

所定の採用選考受験申込書及び公認心理師の資格保有者の方は登録証又は登録者カード（写し）、臨床心理士の資格保有者の方は資格登録証明書（写し）を、下記まで郵送または持参してください。なお、提出された書類については返却しません。

※令和7年10月21日（火）17時必着

申込方法	■オンラインの場合 以下の URL（墨田区電子申請サービス（LoGo フォーム））の「墨田区会計年度任用職員（教育センター・就学相談員（心理））採用選考申込ページ」へアクセスしてください。 【申込 URL】 https://logoform.jp/f/g5vrE 【申込二次元コード】  ※画面の指示に従って必要項目を正しく入力し、顔写真・提出書類を添付して申請してください。 ■郵送または持参の場合 所定の採用選考受験申込書及び公認心理師の資格保有者の方は登録証又は登録者カード（写し）、臨床心理士の資格保有者の方は資格登録証明書（写し）を申込先に郵送または持参してください。なお、提出された書類については返却しません。
申 込 先	墨田区教育委員会事務局教育センター（すみだ保健子育て総合センター3階） 〒130-8628 東京都墨田区横川5-7-4 TEL 03（3622）1128（直通） ※持参の場合は、平日午前9時から午後5時までにお問い合わせいたします。

5 報酬等（令和7年11月予定）

報酬	【参考】週30時間勤務した場合 月額 約233,000円（地域手当含む）
手当に相当する報酬等	期末手当・勤勉手当等 ※一定の要件を満たす場合に支給します。 ※その他、通勤手当に相当する費用弁償あり
勤務態様	週30時間 ※月曜日から金曜日までのうち週4日勤務 （午前8時30分から午後5時まで（うち1時間は休憩時間））
休暇等	年次有給休暇が付与されます（勤務日数により、付与日数が異なります）。 そのほか、慶弔休暇等があります。
社会保険の適用	地方公務員等共済組合法等に基づき、対象となる場合は、加入することとなります。
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙

6 採用選考受験申込書記入上の注意

- (1) 黒又は青のペンもしくはボールペンで記入してください。
- (2) 現住所及び郵送先
マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。
- (3) 学歴欄
最終学歴（現在）及びその前まで記入してください。
- (4) 職歴欄
正規、臨時（アルバイト）を問わず記入してください。
- (5) 資格・免許欄
保有している資格・免許を記入してください。
- (6) 郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書してください。

《 参考 》

地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。